

都道府県独自の特別栽培農産物等認証等制度

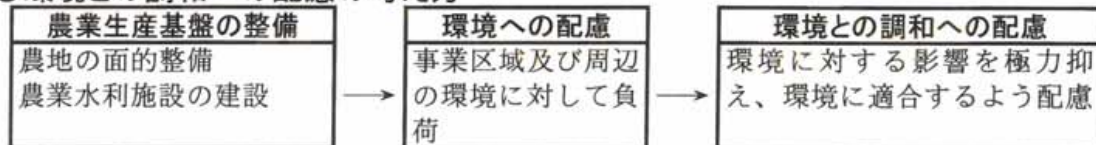
都道府県	名 称
北海道	北のクリーン農産物表示制度 (H11) () は制定年度
青 森	青森県特別栽培農産物認証制度 (H11)
岩 手	岩手県特別栽培農産物認証制度 (H10)
宮 城	みやぎの環境にやさしい農産物表示認証制度 (H10)
秋 田	秋田県特別栽培農産物認証制度 (H12)
山 形	(財) 山形県農業振興機構 山形県特別栽培農産物認証制度 (H13)
福 島	福島県特別栽培農産物等認定制度 (H13予定)
茨 城	茨城県特別栽培農産物認証制度 (H13)
栃 木	とちぎの特別栽培農産物認証・表示制度 (H12)
群 馬	特別栽培農産物の認証制度 (H13予定)
埼 玉	埼玉県特別栽培農産物認証制度 (H10)
千 葉	なし
東 京	東京都有機農産物等認証制度 (H9)
神奈川	なし
新 潟	新潟県特別栽培農産物認証制度 (H10)
富 山	なし
石 川	石川県有機農産物認証事業 (H10～12)
福 井	福井県特別栽培農産物認証制度 (H13)
山 梨	なし
長 野	長野県環境にやさしい農産物表示認証制度 (H10)
岐 阜	ぎふクリーン農業表示制度
静 岡	なし
愛 知	なし
三 重	みえの地産地認証事業費 (H13)、「南紀ゆうきの里」推進事業 (H13～15)
滋 賀	滋賀県環境こだわり農産物認証制度 (H13)
京 都	なし
大 阪	大阪農産物認証制度 (H13予定)
兵 庫	兵庫県有機農産物認証制度 (※H13.3廃止) ひょうご安心ブランド農産物生産システム認定制度 (H13予定)
奈 良	なし
和歌山	和歌山県特別栽培農産物認証制度 (H13予定)
鳥 取	なし
島 根	島根県エコロジー農産物推奨制度 (H12)
岡 山	岡山県有機無農薬農産物認証要領 (H1)
広 島	なし
山 口	なし
徳 島	なし
香 川	香川県特別栽培農産物表示認証制度 (H5)
愛 媛	なし
高 知	高知県農産物等特別表示認証制度 (H6) 高知県減農薬栽培農産物表示認証制度 (H11)
福 岡	なし
佐 賀	佐賀県特別栽培農産物認証制度 (H13)
長 崎	特別栽培農産物認証制度 (H13予定)
熊 本	熊本型特別栽培取扱い要領 (H2)
大 分	なし
宮 崎	なし
鹿児島	なし
沖 縄	なし

H13.9月現在 (農林水産省環境保全型農業対策室調べ)

農業農村整備事業における環境との調和への配慮

- 食料・農業・農村基本法において、農業生産の基盤の整備に関しては、事業の実施に当たって環境との調和に配慮することについて規定された。
 ○改正土地改良法においては、土地改良事業の施行に当たっての原則として、環境との調和に配慮することが追加された。
 ○これを受け農水省では、環境との調和への配慮に関する基本的考え方及び事業実施のための調査・設計の考え方を検討中。(以下農水省資料より)

○環境との調和への配慮の考え方



○環境との調和への配慮の事例

- (1) 自然的環境要素への配慮
 - ・水路底に礫を敷いたり、ヨシ等浄化能力のある植生を行うことによって、市街地の生活雑排水の流入による水質の悪化を軽減。
- (2) 生態系への配慮
 - ・排水路の一部区間を利用し、魚類が生息できる“深み”と“魚巢”を作るとともに、魚が遡上しやすいように排水路の落差工に階段状の施設を設置。
 - ・コンクリート水路について底張りを行わず、現況の土水路のまま整備。
- (3) 人と自然との豊かな触れあいの場の整備
 - ・水量があまり多くなく危険でない区間等で、水路に降り水に直接触れることができるような階段を設置。
 - ・水路の一部を拡幅水路にしたり、飛び石を設置するなどして、子供が水遊びができるような場を創出。
- (4) 景観への配慮
 - ・コンクリート張りの護岸を石積みにし、水路の両側に草木を植え、景観を向上。

【参考】

食料・農業・農村基本法

(農業生産の基盤の整備)

第 24 条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

改正土地改良法

(目的及び原則)

第 1 条 (略)

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

環境との調和に配慮した事業の実施例

事業名：農村振興総合整備事業（農村自然環境整備事業（ビオトープ型））

地区名：上阿寒地区

市町村名：阿寒町

事業工期：平成9～14年度

地区概要：

- 耕作放棄地となっている土地を町の自然環境保全計画の趣旨に従い、ビオトープネットワークの核として湿地に再生。
- 植生や池の整備にあたり、学識経験者による「技術検討委員会」を設置。
提言に従い、ヤチボウズやシラカバ、ヨシを移植。
- 池が完成して以来、タンチョウやカモ、カワセミ、各種のトンボなど水辺を好む鳥や昆虫が多く見られるようになった。
- 事業では、環境学習、教育、憩い・文化の場として利用出来る機能を付加。



湿地復元ゾーン（ビオトープ池）



湿地ゾーン（管理用道路）



再生したビオトープ池に
タンチョウが舞う

環境との調和に配慮した事業の実施例

事業名：直轄明渠排水事業

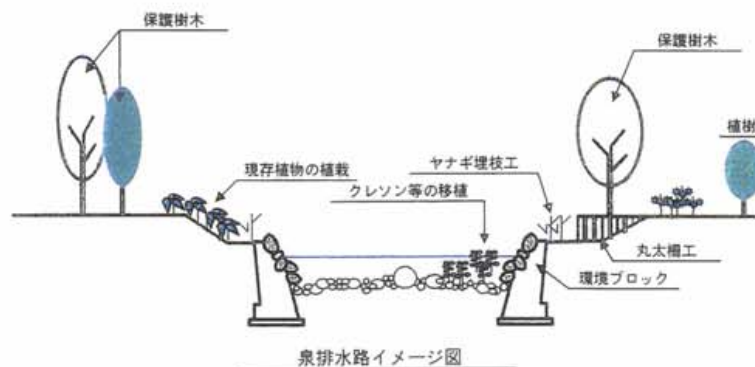
地区名：泉地区

関係市町村：真狩村

事業工期：平成元年～平成8年

地区概要：受益面積 390ha、受益戸数 40戸

主要工事 排水路 1条 3km



○本排水路には、希少種とされるオショロコマやヤマベが生息している。また、排水路周辺には河畔林が多く、間近に羊蹄山を望むなど優れた自然環境、景観を有していることから、排水路の機能などを考慮しつつ、自然環境の保全に努め排水路周辺との調和を図った。

環境との調和に配慮した事業の実施例

事業名：国営環境保全型かんがい排水事業

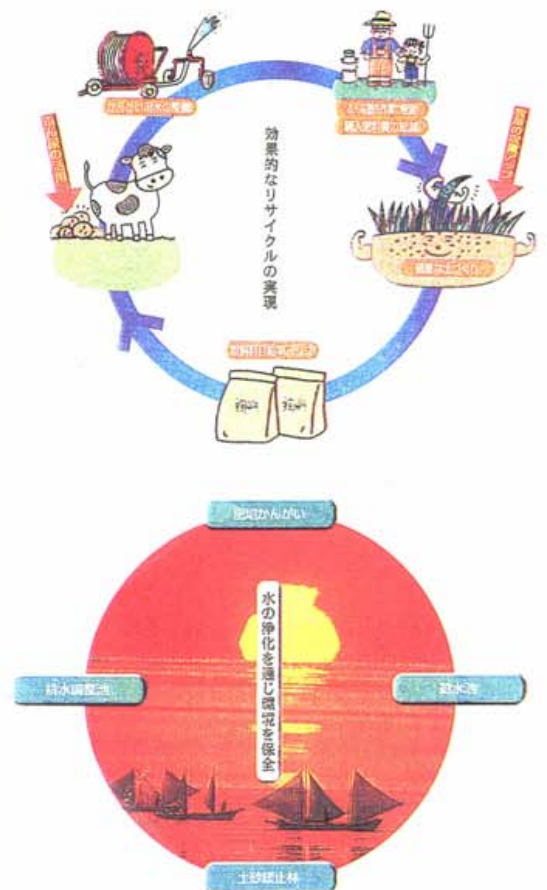
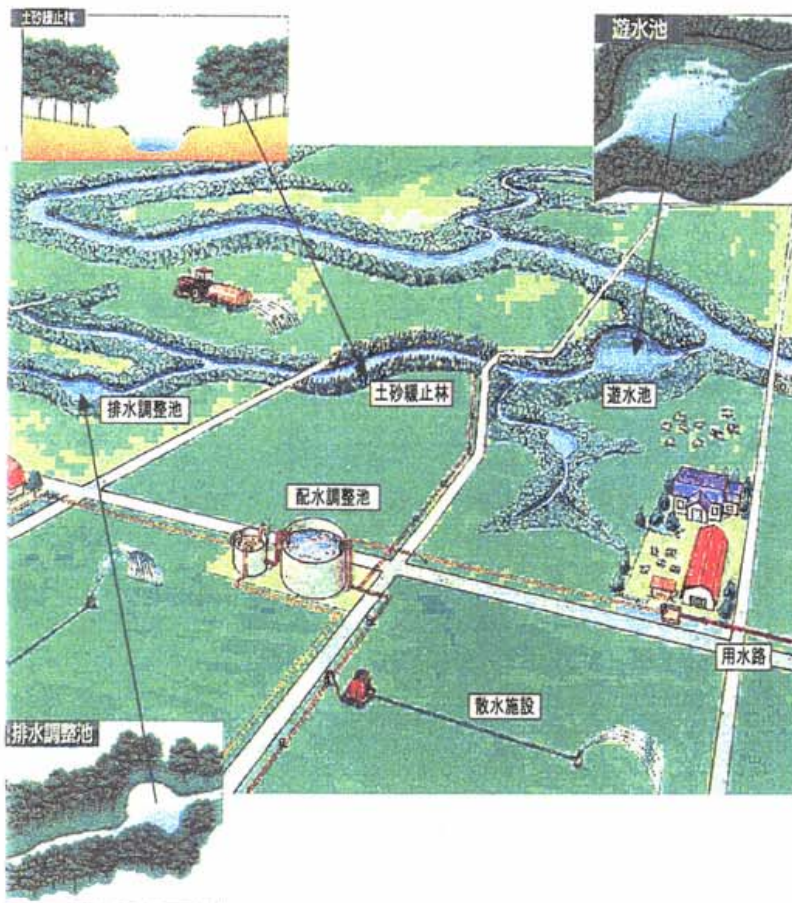
地区名：別海地区^{べっかい}

関係市町村：別海町^{べっかい}

事業工期：平成11年～平成20年

地区概要：受益面積 7,800ha、受益戸数 119戸

主要工事 用水路 71km、肥培施設 1式、排水路 44km



○国営環境保全型かんがい排水事業は、農業の生産性の向上と併せ、環境への負荷の軽減にも配慮した環境保全型農業の推進を目指します。

- ・効率的なりサイクルの実現 一経営の安定化—
家畜ふん尿を効果的に農地に還元することによって、牧草収量の安定を図ります。
- ・水の浄化を通じ環境の保全 一環境との共生—
水質浄化機能を持つ農業用排水施設の整備により農業と環境の共生を図ります。

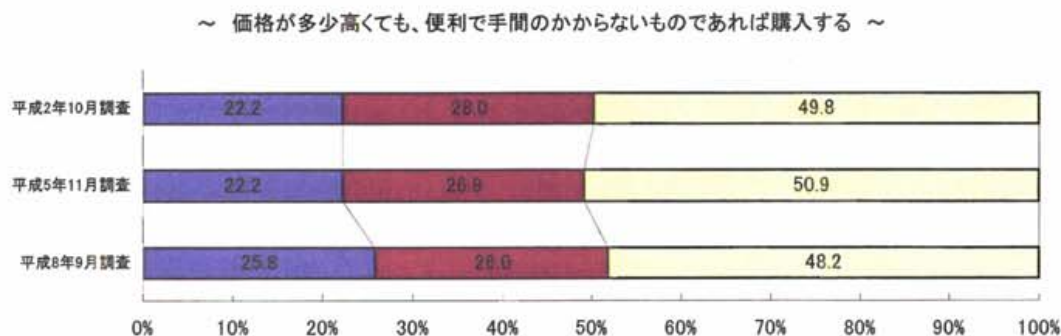
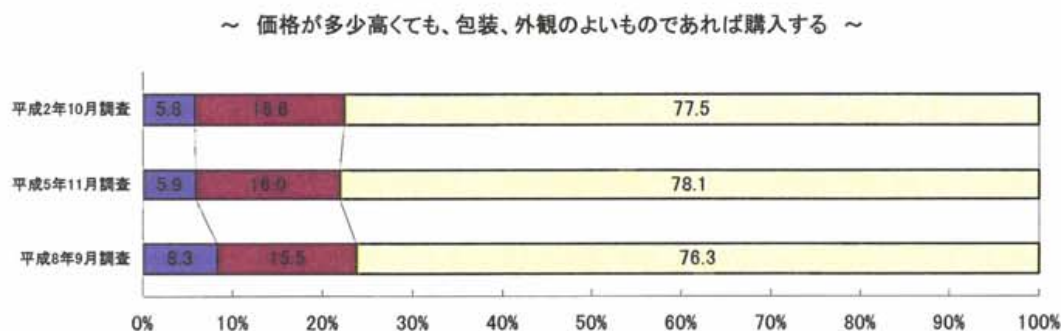
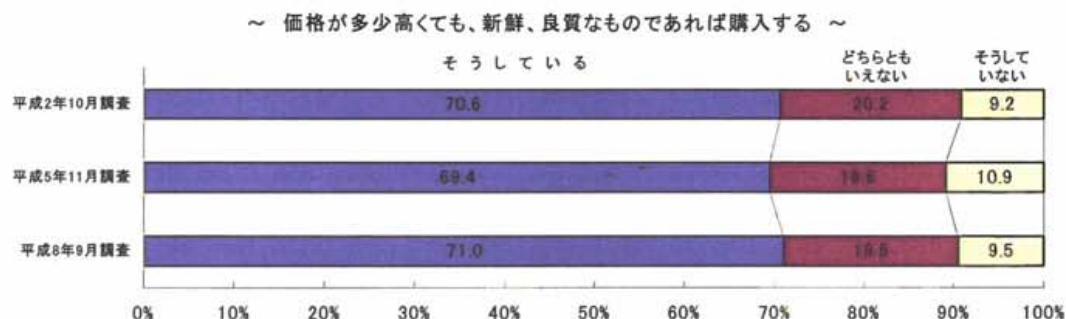
3. 強めたい農業とフードビジネスのきずな

○食料品を購入する際の消費者の行動

「価格が多少高くても、新鮮、良質なものであれば購入する」については、そうしていると答えた者の割合が大半を占めている。

「価格が多少高くても、包装、外観のよいものであれば購入する」については、そうしていないと答えた者が大半を占めている。

また、「価格が多少高くても、便利で手間のかからないものであれば購入する」については、約半数の者がそうしていないと答えているものの、そうしていると答えた者の割合が増える傾向にある。



* 総理府：「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」（平成8年9月調査）

農水産関連産業の規模（全国）

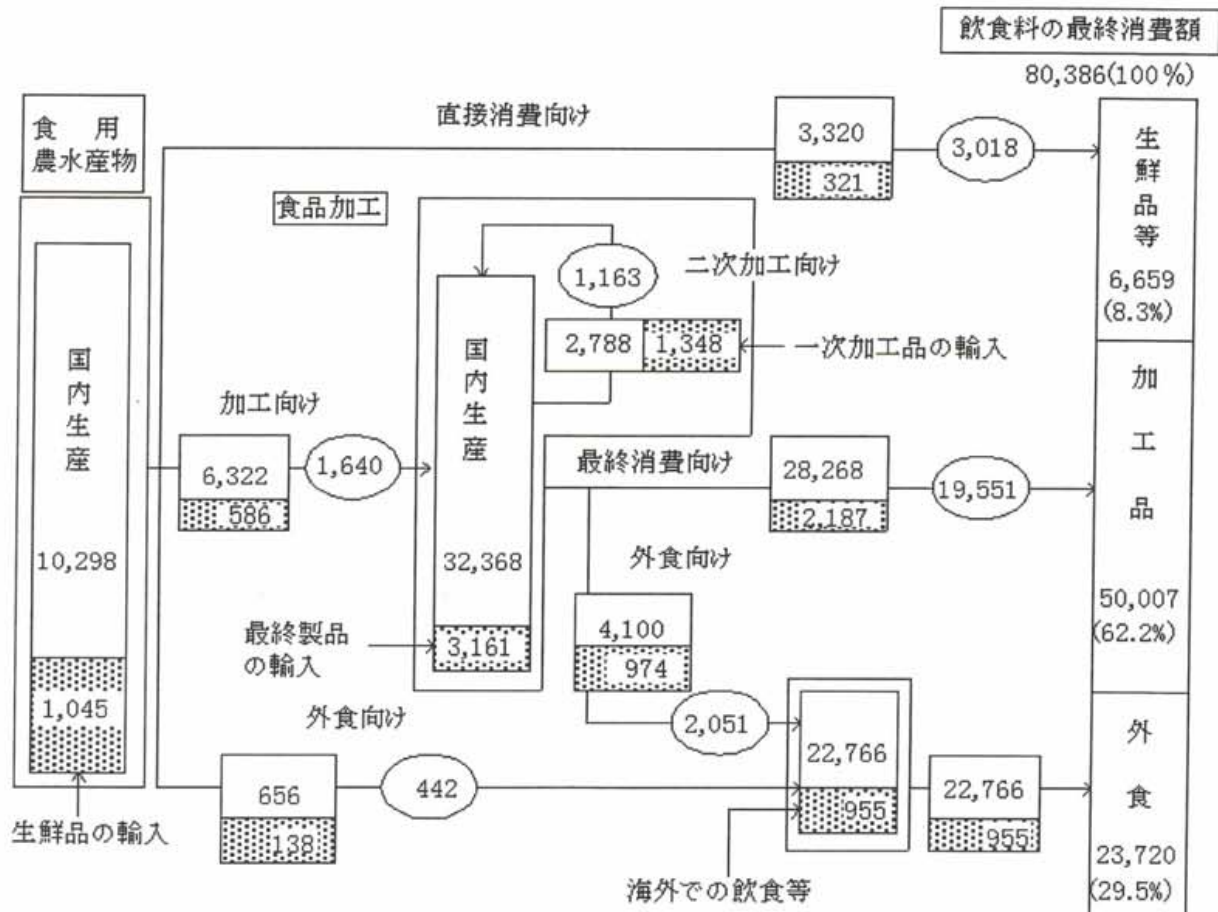
「フードシステム」:

食用農水産物が生産され、それが流通し、消費者にわたるまでの総体をいう。食料の流れに沿って構成主体をみると、(1)農水産業、(2)食品製造業、(3)食品流通業(食品卸売業、食品小売業)、(4)外食産業、(5)最終消費者となる。また、(2)～(4)を総称し食品産業という。生産・流通コストの削減に向けた効率化・高度化や食品の品質・安全性の確保、食品廃棄物のリサイクル等が課題となっている。

(平成12年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告 用語の解説より)

産業連関表による最終消費から見た飲食費のフロー（全国）

(単位:10億円)



注：1）飲食料の最終消費80兆3,859億円に至る流れを表している。

2）農水産業には特用林産物（きのこ類）を含む。

3）飲食費には、旅館・ホテル等で消費された飲食費分は含まれていない。

4）図中の数値は「平成10年度農業白書」のものとは部門範囲の違いから若干異なっている。

(「農林漁業・食品工業を中心とした産業連関表(平成7年表)」平成11年11月
農林水産大臣官房調査課より)

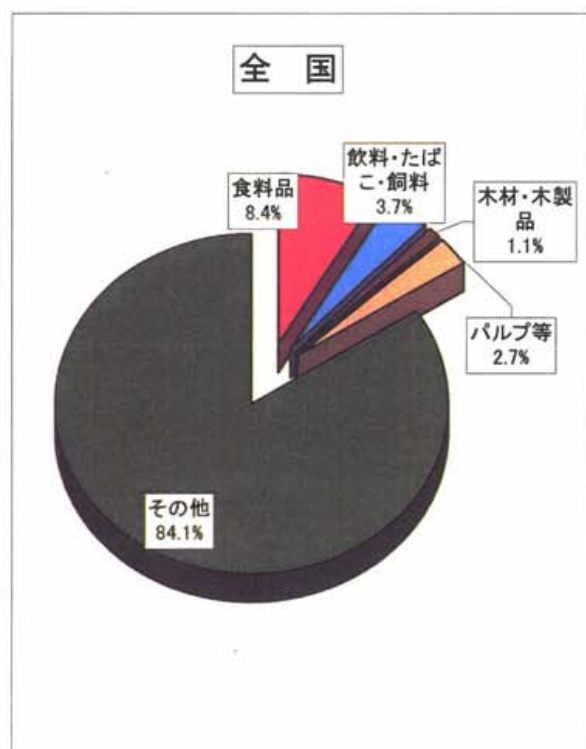
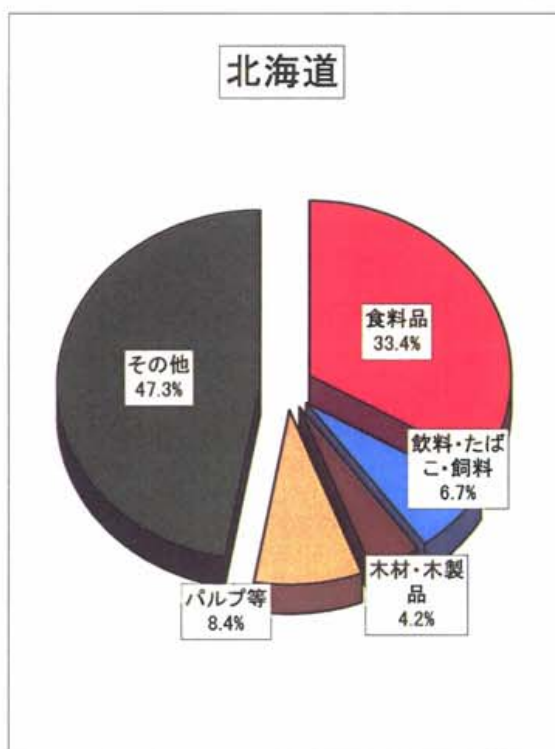
北海道の農林水産関連産業の現状

○産業別製造品出荷額等の構成比は農林水産業の関連産業の割合が全国に比べ非常に高く、5割以上を占め、北海道経済を支えている。

産業別製造品出荷額構成比(平成11年経済産業省工業統計:全国、北海道)

(単位:億円、%)

	食料品	飲料・たばこ・飼料	木材・木製品	パルプ等	その他	製造業計
北海道 (構成比)	19,064 33.4%	3,835 6.7%	2,387 4.2%	4,812 8.4%	27,039 47.3%	57,137 100.0%
全国 (構成比)	243,338 8.4%	107,262 3.7%	33,115 1.1%	78,629 2.7%	2,451,640 84.1%	2,913,984 100.0%



北海道の食品工業の現状

食品工業における中小企業の割合は、事業所数では他の製造業と同水準にあるものの、従業者数や出荷額においては製造業の平均を上回っており、特に出荷額に占める中小企業の割合は製造業平均を大幅に上回っている。

従業者規模別事業所数、従業者数、出荷額等（平成11年）

（単位：人・百万円・％）

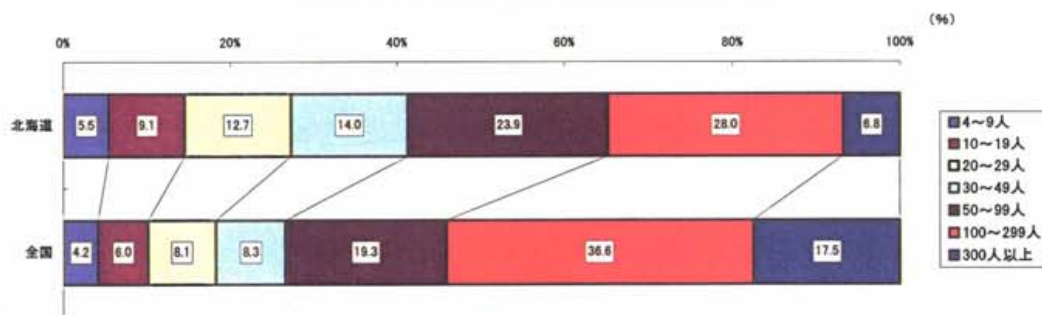
		事業所数		従業者数		出荷額等	
		全製造業	食品工業	全製造業	食品工業	全製造業	食品工業
北海道	総 数	9,018	2,883	222,201	90,393	5,713,692	2,289,885
	～299人	8,965	2,862	193,938	81,611	4,455,406	2,145,316
	構 成 比	99.4	99.3	87.3	90.3	78.0	93.7
全国	総 数	345,457	44,867	9,377,750	1,248,939	291,449,554	35,060,021
	～299人	342,019	44,448	6,786,964	1,044,147	150,549,850	28,423,729
	構 成 比	99.0	99.1	72.4	83.6	51.7	81.1

* 経済産業省「工業統計表」

(注)「食品工業」は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業

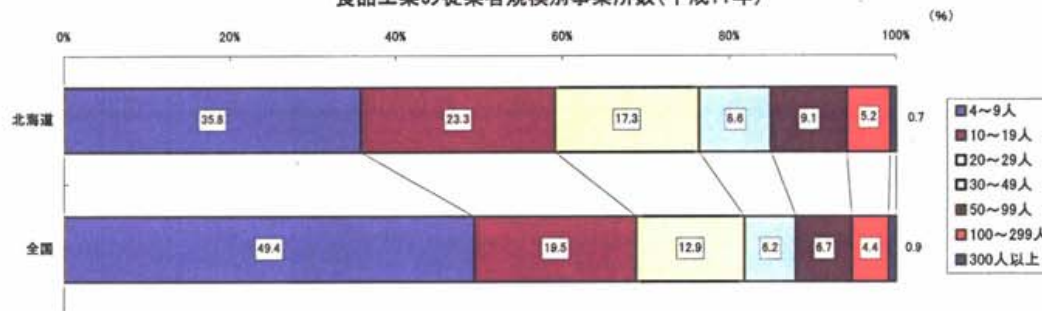
従業員の規模別事業所数をみると、北海道の食品工業は、30 人未満の小規模事業所が全体の 80%近くを占めているが、全国の食品工業に比較すると事業所規模は大きくなっている。

食品工業の従業者規模別製造品出荷額（平成11年）



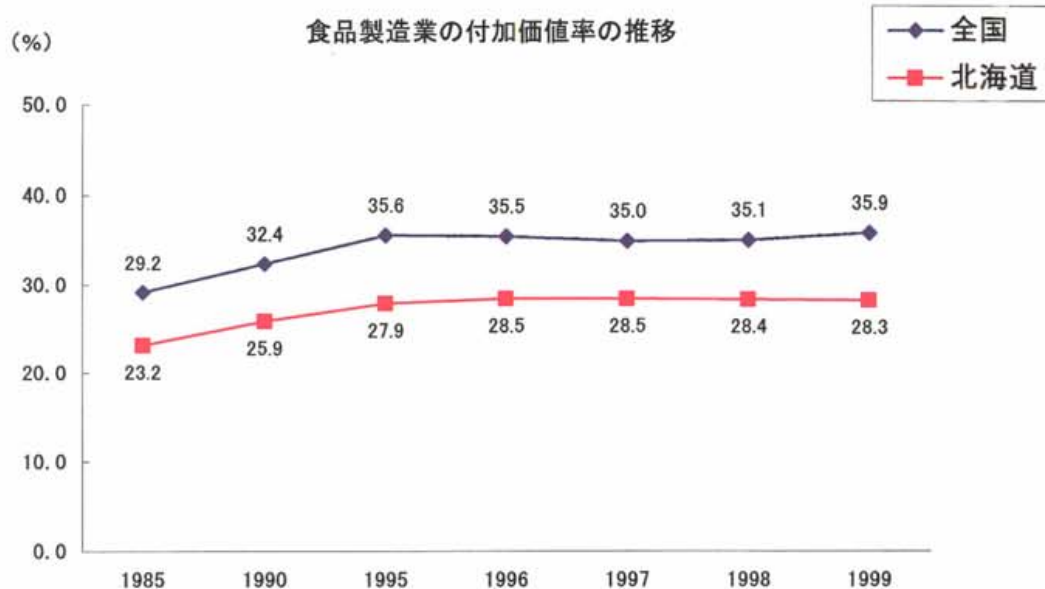
* 北海道総合企画部「北海道工業統計調査」

食品工業の従業者規模別事業所数（平成11年）



* 北海道総合企画部「北海道工業統計調査」

○北海道においては、食品工業の付加価値額は製造業全体の約 30%を占めている。付加価値率の推移を見ると増加傾向にあるものの、全国に比べ低い水準にある。



* 経済産業省「工業統計表」